10月18日に配布した本庄市こども計画（素案）から修正した箇所は次のとおりです。

**資料1**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **№** | **10月18日配布資料** |  | **11月8日配布資料** |  | **備考** |
| **該当箇所** | **修正前の記載** | **該当箇所** | **修正後の記載** |
| 1 | P1　第1章　1.計画策定の趣旨  本文2段落 | 令和４年の人口動態統計（厚生労働省）によると、日本の合計特殊出生率（１人の女性が生涯に産むこどもの平均数）は1.26まで低下しており、これは人口維持に必要とされるおおよその水準である2.1を大きく下回っています。また、年間出生数も過去最低を記録した令和３年をさらに下回り、初めて80万人台を割り込みました。 | P1　第1章　1.計画策定の趣旨  本文2段落 | 令和５年の人口動態統計（厚生労働省）によると、日本の合計特殊出生率（１人の女性が生涯に産むこどもの平均数）は1.20まで低下しており、これは人口維持に必要とされるおおよその水準とされる2.07～2.08を大きく下回っています。また、年間出生数も過去最低を記録した令和４年からさらに43,471人減少し、727,288人となりました。 | 時点修正 |
| 2 | P1　第1章　1.計画策定の趣旨  本文5段落 | 「こどもまんなか」社会 | P1　第1章　1.計画策定の趣旨  本文5段落 | 「こどもまんなか社会」 | 誤記載 |
| 3 | P3　第1章　2.計画の法的根拠  下部（フッター） | － | P3　第1章　2.計画の法的根拠  下部（フッター）  ※注釈の追記 | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が第213回国会において成立し、令和６年法律第68号として公布されました。  これにより，子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに，目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。 | 追記 |
| 4 | P5　第1章　4.計画の期間　本文 | 本計画の期間は、子ども・子育て支援法に規定される市町村子ども・子育て支援事業計画で定められた５年間（令和７年度～令和11年度）とします。 | P5　第1章　4.計画の期間　本文 | 本計画（削除）は、子ども・子育て支援法に規定される５年を１期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の内容を含むものであることから、本計画の期間を５年間（令和７年度～令和11年度）とします。 | 修正 |
| 5 | P5～6　第1章　6.計画の策定体制  （1）（2）（3）（4）（5）  本文の下 | － | P5～6　第1章　6.計画の策定体制  （1）（2）（3）（4）（5）  本文の下 | （関連する章を掲載） | 追記 |
| 6 | P6　第1章　6.計画の策定体制  （3）の本文 | 本計画策定にあたり、本市における子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、市内在住の就学前児童及び小学校児童のいる世帯の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「本庄市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。  また、子育て世帯の日ごろの生活の実態把握のため、市立小学校５年生及び市立中学校２年生の児童・生徒の保護者を対象に、「本庄市子どもの生活状況調査（保護者票）」を実施しました。 | P6　第1章　6.計画の策定体制  （3）の本文  ※P15～16の本文をここに集約 | 本計画策定にあたり、本市における子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握し、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本市における子育て環境の変化や、市民が求める取組等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的に、市内在住の就学前児童及び小学校児童のいる世帯の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「本庄市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。  また、子育て世帯の日ごろの生活（削除）実態を把握し、子育て世帯への支援策を検討することを目的に、市立小学校５年生及び市立中学校２年生の児童・生徒の保護者を対象に、「本庄市子どもの生活状況調査（保護者票）」を実施しました。 | 追記 |
| 7 | P6　第1章　6.計画の策定体制  （4）の本文　2段落目 | また、市内在住の16～39歳のこども・若者世代の中から無作為に抽出した方を対象に「本庄市子ども・若者意識調査」を実施しました。 | P6　第1章　6.計画の策定体制  （4）の本文　2段落目  ※P15～16の本文をここに集約 | また、本庄市のこどもや若者世代の考えや現状及び課題を把握し、こどもや若者世代の意見を聴取するとともに、こども・若者施策を検討することを目的に、市内在住の16～39歳のこども・若者世代の中から無作為に抽出した方を対象に「本庄市子ども・若者意識調査」を実施しました。 | 追記 |
| 8 | P6　第1章　6.計画の策定体制  （5）の本文 | 本計画策定にあたり、こどもやその保護者に接することの多い子育て支援団体や事業者等を対象に、日頃接しているこどもや保護者の様子や地域・行政に求める役割などを把握するため、「本庄市子育て環境の向上に関するアンケート」を実施しました。 | P6　第1章　6.計画の策定体制  （5）の本文 | 本計画策定にあたり、こどもやその保護者に接することの多い市内の教育・保育関連団体や子育て支援関係団体、こども・若者育成団体等を対象に、日頃から接しているこどもや保護者の様子や地域・行政に求める役割などを把握するため、「本庄市子育て環境の向上に関するアンケート」を実施しました。 | 追記 |
| 9 | P7～8　第2章　1.本庄市の姿　（1）人口構造  グラフの数値及び枠外の記載 | （以下のグラフの令和6年は、5月1日現在）  ■年齢３区分別人口の推移■  ■年齢３区分別人口割合の推移■  ■こども・若者の人口の推移■  （グラフの枠外の記載）  資料：住民基本台帳（各年10月１日、令和６年は５月１日現在） | P7～8　第2章　1.本庄市の姿　（1）人口構造  グラフの数値及び枠外の記載 | （以下のグラフの令和6年の数値を、10月1日現在に修正）  ■年齢３区分別人口の推移■  ■年齢３区分別人口割合の推移■  ■こども・若者の人口の推移■  （グラフの枠外の記載）  資料：住民基本台帳（各年10月１日（削除）現在） | 時点修正 |
| 10 | P8第2章　1.本庄市の姿　（1）人口構造  グラフ「■年齢３区分別人口割合の推移■」上の本文2行目 | ・・・総人口の10.9％となっています。 | P8第2章　1.本庄市の姿　（1）人口構造  グラフ「■年齢３区分別人口割合の推移■」上の本文2行目 | ・・・総人口の10.8％となっています。 | 修正 |
| 11 | P8　第2章　1.本庄市の姿　（1）人口構造  グラフ「■こども・若者の推移■」上の本文 | ・・・、全体として1,846人の減少となっています。 | P8　第2章　1.本庄市の姿　（1）人口構造  グラフ「■こども・若者の推移■」に関する本文 | ・・・、全体として2,072人の減少となっています。 | 時点修正 |
| 12 | P8　第2章　1.本庄市の姿　（2）障害のあるこども  本文 | こどもの数が減少傾向で推移する中、障害のあるこども（障害児）についてみると、増加傾向にあり、こどもの数に占める障害のあるこどもの割合が増加していることがわかります。 | P8　第2章　1.本庄市の姿　（2）障害のあるこども  本文 | こどもの数が減少傾向で推移する中、障害者手帳を所持しているこどもについてみると、増加傾向にあり、こどもの数に占める障害者手帳を所持しているこどもの割合が増加していることがわかります。 | 修正 |
| 13 | P8　第2章　1.本庄市の姿　（2）障害のあるこども  グラフ表題 | ■障害のあるこどもの数の推移■ | P8　第2章　1.本庄市の姿　（2）障害のあるこども  グラフ表題 | ■障害者手帳を所持している18歳以下のこどもの数の推移■ | 修正 |
| 14 | P9　第2章　1.本庄市の姿　（3）出生の動向 | ・・・一定となる出生の水準を）は2.07となっており、・・・ | P9　第2章　1.本庄市の姿　（3）出生の動向 | ・・・一定となる出生の水準（削除））は2.07となっており、・・・ | 誤記載 |
| 15 | P11　第2章　1.本庄市の姿　（6）婚姻・離婚の状況  本文及びグラフ、グラフ枠外の記載 | （本文）  ・・・離婚数については、令和４年で120件となっています。  （グラフは令和4年までを記載）  （グラフ枠外）  資料：「埼玉県の人口動態概況」 | P11　第2章　1.本庄市の姿　（6）婚姻・離婚の状況  本文及びグラフ | （本文）  ・・・離婚数については、令和５年で104件となっています。  （グラフに令和5年を追記）  （グラフ枠外）  資料：厚生労働省「人口動態調査」 | 時点修正 |
| 16 | P11　第2章　1.本庄市の姿　（7）支援を必要とする世帯の状況  グラフ枠外の記載 | 資料：生活支援課（※令和元年度～令和5年度は各年度末時点、令和6年度は令和6年5月末時点） | P11　第2章　1.本庄市の姿　（7）支援を必要とする世帯の状況  グラフ枠外の記載 | 資料：生活支援課（（削除）令和元年度～令和5年度は各年度末時点、令和6年度は令和6年5月末時点） | 誤記載 |
| 17 | P12　2.本庄市における子ども・子育て支援の状況  （1）保育所の設置状況・利用状況  本文2段落 | 第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画に基づき、従来型保育所（園）の幼保連携型認定こども園又は保育園型認定こども園への移行を進めた結果、令和２年度と比較して私立保育所が3園減少しており、これに伴い市内の保育所の定員総数も減少しています。 | P12　2.本庄市における子ども・子育て支援の状況  （1）保育所の設置状況・利用状況  本文2段落 | （削除）令和２年度と比較して私立保育所が3園減少しており、これに伴い市内の保育所の定員総数も減少しています。 | 修正 |
| 18 | P12　2.本庄市における子ども・子育て支援の状況  （2）幼稚園の設置状況・利用状況  本文 | 市内では、市立幼稚園が３園運営されており、令和６年５月１日時点で、定員総数395人に対し、在籍児童数が227人となっています。 | P12　2.本庄市における子ども・子育て支援の状況  （2）幼稚園の設置状況・利用状況  本文 | 市内では、令和６年５月１日時点で私立幼稚園が３園運営されています。令和２年度と比較して1園減少しており、定員総数395人に対し、在籍児童数が227人となっています。 | 修正 |
| 19 | P13　2.本庄市における子ども・子育て支援の状況  （3）認定こども園の設置状況・利用状況  本文 | 第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画に基づき、従来型保育所（園）の幼保連携型認定こども園又は保育園型認定こども園、幼稚園型認定こども園への移行が進んだことにより、令和６年度には、市内の認定こども園の数が９園となりました。  認定区分※ごとの利用状況をみると、・・・ | P13　2.本庄市における子ども・子育て支援の状況  （3）認定こども園の設置状況・利用状況  本文 | 第２期本庄市子ども・子育て支援事業計画に基づき、従来型保育所（園）や幼稚園の（削除）認定こども園への移行を進めた結果、令和６年10月１日時点で認定こども園が９園運営されています。  認定区分（下記「教育・保育給付認定（３つの認定区分）」参照）ごとの利用状況をみると、・・・ | 修正 |
| 20 | P14　2.本庄市における子ども・子育て支援の状況 | － | P14　2.本庄市における子ども・子育て支援の状況  （6）こども家庭センター | こども家庭センターは、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を切れ目無く提供することや、個々の家庭の課題やニーズを、地域資源に有効的につなげるサポートプランを作成し、それに沿った継続的なマネジメントを実施する役割を担います。  その他、こどもの権利等についての普及啓発など、こども自身が自分らしく生きていける環境の整備を推進しています。 | 追記 |
| 21 | P15～16　第3章　1.調査の概要　（1）調査の目的と実施概要  ①②③  本文 | （記載は割愛） | P15～16　第3章　1.調査の概要　（1）調査の目的と実施概要  ①②③  本文  ※本一覧の№6、№7関連 | （P6の記載に集約したため本文を削除） | 削除 |
| 22 | P15～16　第3章　1.調査の概要　（1）調査の目的と実施概要  ①②③  表の1行目「調査種別」 | － | P15～16　第3章　1.調査の概要　（1）調査の目的と実施概要  ①②③  表の1行目「調査種別」 | （参照ページを記載） | 追記 |
| 23 | P15～16　第3章　1.調査の概要　（1）調査の目的と実施概要  ②本庄市子どもの生活状況調査  表「■調査の実施概要■」の並び順 | 左から  小学生対象調査  中学生対象調査  小中学生の保護者対象調査 | P15～16　第3章　1.調査の概要　（1）調査の目的と実施概要  ②本庄市子どもの生活状況調査  表「■調査の実施概要■」の並び順 | 左から  小中学生の保護者対象調査  小学生対象調査  中学生対象調査  に並び替え | 修正 |
| 24 | P17～43　第3章　2.市民アンケート調査の結果（概要）  上部（ヘッダー） | － | P17～43　第3章　2.市民アンケート調査の結果（概要）  上部（ヘッダー） | （各調査名を記載） | 追記 |
| 25 | P18　③母親の就労状況  グラフ「■（参考）前回調査の結果■」  回答種別及び色 | （前回調査結果を転記） | P18　③母親の就労状況  グラフ「■（参考）前回調査の結果■」の色  回答種別及び色 | （今回調査に合わせてグラフを修正） | 修正 |
| 26 | P23　③母親の就労状況  グラフ「■（参考）前回調査の結果■」  回答種別及び色 | （前回調査結果を転記） | P23　③母親の就労状況  グラフ「■（参考）前回調査の結果■」の色  回答種別及び色 | （今回調査に合わせてグラフを修正） | 修正 |
| 27 | P27～38の記載順 | P27～30　（3）小学生対象調査  P31～34　（4）中学生対象調査  P35～38　（5）保護者対象調査 | P27～38の記載順  ※P16　②の表の並び順に合わせて修正 | P27～30　（3）保護者対象調査  P31～34　（4）小学生対象調査  P35～38　（5）中学生対象調査 | 修正 |
| 28 | P36（3）保護者対象調査　③世帯全体の年間収入（税込）  分析結果 | ・・・“300～400万円未満”が9.2％、・・・ | P28（3）保護者対象調査　③世帯全体の年間収入（税込）  分析結果 | ・・・“300～400万円未満”が9.8％、・・・ | 誤記載 |
| 29 | P37（3）保護者対象調査　④⑤  分析結果 | 「まれにあった」「ときどきあった」「よくあった」を足し合わせると、・・・ | P28（3）保護者対象調査　④⑤  分析結果 | 「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を足し合わせると、・・・ | 修正 |
| 30 | P37（3）保護者対象調査　⑤  表題 | ■過去１年に食料が買えなかったこと■ | P28（3）保護者対象調査　⑤  表題 | ■過去１年に衣服が買えなかったこと■ | 誤記載 |
| 31 | P38（3）保護者対象調査  ⑥  分析結果 | 「まれにあった」「ときどきあった」「よくあった」を足し合わせると、回答者全体の18.7％を占める結果となっています。 | P30（3）保護者対象調査  ⑥  分析結果 | 「あてはまるものはない」（91.8％）が最も高い割合を占めています。「ガス料金」（3.8％）、「電気料金」（3.5％）、「水道料金」（3.4％）がこれに続く結果となっています。 | 差替え |
| 32 | P34（4）中学生対象調査  ⑤  グラフ | － | P38（4）中学生対象調査  ⑤  グラフ | （差替え） | 誤記載 |
| 33 | P34（4）中学生対象調査  ⑥  分析結果 |  | P38（4）中学生対象調査  ⑥  分析結果 | （差替え） | 誤記載 |
| 34 | P50　第5章　1.本庄市における課題　（1）こどもまんなか社会の実現  本文3段落目 | ・・・仕事と生活を調和させながら、家族を持ち、・・・ | P50　第5章　1.本庄市における課題　（1）こどもまんなか社会の実現  本文3段落目 | ・・・仕事と生活を調和させながら、家庭を持ち、・・・ | 修正 |
| 35 | P50　第5章　1.本庄市における課題　（4）心身に困難を抱えるこどもの支援  本文1段落目 | ・・・困難を感じていることがわかっています。  こども本人と・・・ | P50　第5章　1.本庄市における課題　（4）心身に困難を抱えるこどもの支援  本文1段落目 | ・・・困難を感じていることがわかっています。また、本庄市の現状として、こどもの数が減少傾向で推移する中、障害者手帳を所持しているこどもについてみますと、増加傾向にあります。  こども本人と・・・ | 追記 |
| 36 | P56　第5章　5.施策の体系 | － | P56　第5章　5.施策の体系 | （基本施策にページ数を追記） | 追記 |
| 37 | P57、P59　第5章　6.市民・関係団体の声と施策への反映に向けた考え方  （1）（2）  四角い枠内 | 子育て世帯の保護者の保護者 | P57、P59　第5章　6.市民・関係団体の声と施策への反映に向けた考え方  （1）（2）  四角い枠内 | 子育て世帯の保護者 | 誤記載 |
| 38 | P57　第5章　6.市民・関係団体の声と施策への反映に向けた考え方  （1）  3つ目の表題 | 放課後児童クラブや子ども教室を充実させてほしい | P57　第5章　6.市民・関係団体の声と施策への反映に向けた考え方  （1）  3つ目の表題 | 放課後児童クラブ（学童保育所）や子ども教室を充実させてほしい | 追記 |
| 39 | P61　基本目標1　1-1  項番5　本庄市要保護児童対策地域協議会  P67　基本目標2　2-2  項番3　本庄市要保護児童対策地域協議会（再掲） | （取組の概要）  要保護児童対策地域協議会は毎月開催し、問題を抱えたこどもに対する情報の共有をより密に行います。対象児童の安全確認日について、所属先に電子データで報告してもらうフォーマットの利用などに取り組みます。 | P61　基本目標1　1-1  項番5　本庄市要保護児童対策地域協議会  P67　基本目標2　2-2  項番3　本庄市要保護児童対策地域協議会（再掲） | （取組の概要）  要保護児童対策地域協議会を毎月開催し、問題を抱える児童とその家庭に対する情報の共有を頻繁に行います。緊急事態発生時における構成団体の迅速な対応に繋げるため、対象児童の最終安全確認日等について、所属先から聴取した内容の報告を行います。 | 修正 |
| 40 | P62　基本目標1　1-2  項番5　離婚前後家庭支援 | 離婚前の家庭に対して、ひとり親支援施策等に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保等に資する取り組みを実施することを検討します。 | P62　基本目標1　1-2  項番4　離婚前後家庭支援 | こどもの利益を確保するため、離婚を考える父母やひとり親家庭の親に対して、養育費の履行確保等に資する取り組みを実施することを検討します。また、離婚後の生活や子育てに関する不安などの軽減のため、ひとり親支援施策等に関する情報提供等を行います。 | 修正 |
| 41 | P63　基本目標1　1-3  項番5　中学生スケアードストレート交通安全教室 | （取組の概要）  自転車利用により行動範囲が広がる中学生を対象として、交通安全意識の醸成に効果的なスケアードストレート交通安全教室を各中学校において順次実施します。  （担当課）  危機管理課 | － | （削除） | 削除 |
| 42 | P63　基本目標1　1-3  項番6　交通安全教室 | （取組の概要）  こどもの交通安全教育のため、小学校、幼稚園、保育施設において各年代に合わせた内容の交通安全教室を実施します。 | P63　基本目標1　1-3  項番5　交通安全教室 | （取組の概要）  こどもの交通安全教育のため、小学校、幼稚園、保育施設において各年代に合わせた内容の交通安全教室を実施します。また、自転車利用により行動範囲が広がる中学生には、交通安全意識の醸成に効果的なスケアードストレート方式にて実施します。 | 修正 |
| 43 | P63　基本目標1　1-3  項番7　防犯活動推進事業 | （取組の概要）  警察署をはじめとする関係機関と連携して防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりを推進し、こどもを含めた市民を犯罪から守ります。防犯ボランティア連絡協議会未組織地域の解消と未加入団体に対する加入促進活動を行います。 | P63　基本目標1　1-3  項番6　防犯活動推進事業 | （取組の概要）  警察署などの関係機関と連携して地域の防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりを推進し、こどもを含めた市民を犯罪から守ります。また、防犯活動に必要な物品を配布するなど、活動を支援します。 | 修正 |
| 44 | P63　基本目標1　1-3  項番8　市民による防犯活動支援事業 | （取組の概要）  こどもをはじめとする全ての市民が安全で安心に住むことができるまちづくりのため、市民が行う防犯パトロールや防犯に関する普及啓発活動等を支援します。  （担当課）  危機管理課 | － | （削除） | 削除 |
| 45 | P70　基本目標2　2-2  項番19　ふれあい教室 | （取組の概要）  不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、個別指導により基礎学力の補充をするほか、社会性を身につけさせることにより、再び登校できるよう支援していきます。学校の教育相談担当やさわやか相談員との連携の充実に努めます。 | P70　基本目標2　2-2  項番19　ふれあい教室 | （取組の概要）  不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、個別指導により基礎学力の補充をするほか、社会性を身につけさせることにより、再び登校できるよう支援していきます。学校の教育相談担当やさわやか相談員、アシスタントティーチャーとの連携の充実に努めます。 | 追記 |
| 46 | P71　基本目標2　2-3  下部（フッター） | － | P71　基本目標2　2-3  下部（フッター）  ※注釈の追記 | SOHOビジネス…Small Office・Home Officeの略で、小さな事務所や自宅を仕事場にし、時間や場所にとらわれない新しいワークスタイルのこと。 | 追記 |
| 47 | P72　基本目標2　2-4  本文 | － | P72　基本目標2　2-4  本文 | さらに、少子化により社会を担うこども・若者の減少が深刻化していることから、少子化の背景にある結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因について分析を行い、子育て世代や子育てに不安を抱える若者世代に向けた取組や施策の充実を図ります。 | 追記 |
| 48 | P74　基本目標2　2-4  項番15　少子化対策に向けた取組 |  | － | （削除） | 削除 |
| 49 | P62　基本目標1　1-1  項番4　デマンド交通バス |  | P74　基本目標2　2-4  項番4　デマンドバス | （項目を移動） | 修正 |
| 50 | P76　基本目標2　2-5 | － | P76　基本目標2　2-5  項番7　保護司（保護司会）活動 | （取組の概要）  犯罪をした人や非行のある少年の自立更生の促進に携わる保護司の活動が円滑に行われるよう、地区保護司会等を通じた保護司活動の支援を行います。  （担当課）  地域福祉課 | 追記 |
| 51 | P82　基本目標4　2-3  下部（フッター） | － | P82　基本目標4　2-3  下部（フッター）  ※注釈の追記 | （注釈を追記）  アウトリーチ型支援…必要な助けが届いていない人に、支援機関等の側からアプローチして必要な支援を行うこと。 | 追記 |
| 52 | P83　基本目標4　4-1  項番7　育児講座開催事業 | （取組の概要）  関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、保健師・助産師等が訪問により、育児に関する技術的援助を行うことで安心して育児できるよう支援します。 | P83　基本目標4　4-1  項番7　育児講座開催事業 | （取組の概要）  児童福祉や、こどもの養育に係わる方々の、その時々のニーズを捉え、育児における悩みに対処する知識や心の持ちよう等、役立つ内容を提供します。 | 修正 |
| 53 | P86　基本目標4　4-2  項番7　定期健康診断事業 | 市内小中学校において、児童生徒の心と身体について、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。 | P86　基本目標4　4-2  項番7　定期健康診断事業 | 市内小中学校において、（削除）健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。 | 削除 |
| 54 | P90～92　基本目標5　5-1  （3）教育・保育事業の量の見込みと提供体制 | － | P90～92　基本目標5　5-1  （3）教育・保育事業の量の見込みと提供体制 | （数値の入力） | 追記 |
| 55 | P94～102　基本目標5  5-2  （1）、（2）、（5）、（6）、（7）、（8-1）、（9）、（10）のア、（10）のイ、（11）、（12）、（13）、（19） |  | P94～102　基本目標5  5-2  （1）、（2）、（5）、（6）、（7）、（8-1）、（9）、（10）のア、（10）のイ、（11）、（12）、（13）、（19） | （数値の入力） | 追記 |
| 56 | P94　基本目標5　5-2  （1）利用者支援事業  表、下部（フッター） |  | P94　基本目標5　5-2  （1）利用者支援事業  表、下部（フッター） | （表を修正）  （注釈） 利用者支援事業の実施については、「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」の３類型があります。本庄市では、「基本型」及び「こども家庭センター型」による利用者支援事業を展開するほか、身近に相談することができる相談機関として「地域子育て支援機関」の設置し、利用者支援の充実を図ります。  基本型：主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用します。  特定型：主として、行政機関の窓口等を活用します。  こども家庭センター型：主として、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）を活用します。 | 修正 |
| 57 | P94　基本目標5　5-2  （2）時間外保育事業（延長保育事業）  本文 | ・・・地域型保育施設23園で実施しています。 | P94　基本目標5　5-2  （2）時間外保育事業（延長保育事業）  本文 | ・・・地域型保育施設26園で実施しています。 | 修正 |
| 58 | P96　基本目標5　5-2  （7）乳児家庭全戸訪問事業  表の欄外 | － | P97　基本目標5　5-2  （7）乳児家庭全戸訪問事業  表の欄外 | ※本事業は原則として全ての対象家庭を訪問することを想定したものであり、全戸訪問の体制を確保します。 | 追記 |
| 59 | P97　基本目標5　5-2  （8-1）養育支援訪問事業  表の欄外 | － | P98　基本目標5　5-2  （8-1）養育支援訪問事業  表の欄外 | ※本事業は原則として全ての利用希望者を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。 | 追記 |
| 60 | P98　基本目標5　5-2  （10）のア．幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）  表の欄外 | － | P99　基本目標5　5-2  （10）のア．幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）  表の欄外 | ※本事業は原則として全ての利用希望者を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。 | 追記 |
| 61 | P99　基本目標5　5-2  （11）病児保育事業（病児・病後児保育事業）  本文2段落目 | 本市では、生後６か月から小学校６年生までの児童を対象に事業を提供しています。 | P99　基本目標5　5-2  （11）病児保育事業（病児・病後児保育事業）  本文2段落目 | 本市では、７箇所の委託施設及び１箇所の公立保育所で、生後６か月から小学校６年生までの児童を対象に事業を提供しています。 | 追記 |
| 62 | P100　基本目標5　5-2  （13）妊婦健康診査  表の欄外 | － | P100　基本目標5　5-2  （13）妊婦健康診査  表の欄外 | ※本事業は原則として全ての妊婦を対象としたものであり、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。 | 追記 |
| 63 | P100　基本目標5　5-2  （15）児童育成支援拠点事業  本文 | － | P101　基本目標5　5-2  （15）児童育成支援拠点事業  本文 | 本市では現在、特に該当する事業は行っていませんが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。 | 追記 |
| 64 | P101　基本目標5　5-2  （16）親子関係形成支援事業  本文 | － | P102　基本目標5　5-2  （16）親子関係形成支援事業  本文 | 本市では現在、特に該当する事業は行っていませんが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。 |  |
| 65 | P101　基本目標5　5-2  （17）妊婦等包括相談支援事業  本文 | 新規創設予定。国からの参酌基準や提供体制の確保についての情報発出待ち。 | P102　基本目標5　5-2  （17）妊婦等包括相談支援事業  本文 | 妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。  本市では現在、特に該当する事業は行っていませんが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。 | 追記 |
| 66 | P102　基本目標5　5-2  （18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）  本文 | － | P102　基本目標5　5-2  （18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）  本文 | 令和８年度以降、本事業は新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。 | 追記 |
| 67 | P102　基本目標5　5-2  （19）産後ケア事業  本文2段落目 | 国からの参酌基準や提供体制の確保についての情報発出待ち。 | P102　基本目標5　5-2  （19）産後ケア事業  本文本文2段落目 | （削除） | 修正 |
| 68 | P102　基本目標5　5-2  （19）産後ケア事業  表の欄外 | － | P102　基本目標5　5-2  （19）産後ケア事業  表の欄外 | ※本事業は原則として全ての産婦を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。 | 追記 |
| 69 | P105　第7章  本文 | １．ライフステージ毎の主な取組  ２．計画の推進体制  ３．計画推進における役割分担  ４．計画の進行管理 | P105　第7章  本文 | １．子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供  ２．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施  ３．ライフステージ毎の主な取組  ４．計画の推進体制  ５．計画推進における役割分担  ６．計画の進行管理 | 追記 |

以上